

に、かつ真剣に、実際に起こり得る状況をシミュレーションした形で行われるようになってきた。しかし米国では、我が国ではそれほどカバーできていない特殊な状況、すなわち CBRNE の除染に関する教育や訓練に関しても日常的に行われている。我が国はサリン事件で化学防護対策、福島原発事故で放射線防護対策の重要性を、それぞれ後付けで知ったが、今後はこのような状況をタブー視せず、「起り得る災害」として捉え、日頃から準備しなければならないと考える。

4. 医療器材や薬剤、取り扱い手順の標準化

米国では例えば患者空輸や除染対策などにおいて、使用する医療器材や薬剤、その取り扱い手順を標準化し、一旦教育訓練を受ければ、いつでも、どこでも、誰とでも、同じように支援活動ができるように配慮されている。一方我が国では、消防、警察、自衛隊、民間医療チームで、それぞれ使用する機材や薬剤の標準化の努力はほとんどなされておらず、緊急時の協同活動の妨げになると思われる。自衛隊の内部でさえ、陸海空の衛生部隊でそれぞれ使用する器材は違っており、スムーズな患者医療支援の妨げになり得る。

特殊災害の教育情報の共有や普及が効率的に行われていることや、緊急時の治療手順や機材の薬剤の標準化が広く行われていることは、我が国の緊急医療体制を強固にし平時医療の効率化や予算削減にもつながる可能性があり普及を推奨したい。

E. 結論

米国の放射線災害、大規模災害における連携、患者搬送、血液製剤の供給に関する先進的な制度を調査した。

米国の制度構築の基盤は大きな予算と人的資源である。また災害準備に予算をあてがう

という強固な方針が感じられる。我々の調査内容を我が国の制度に効率的に導入するにはこれらの情報共有の後に更なる考察を必要とする。我が国の現状も踏まえた議論を積極的に行っていきたい。

速やかに普及を推奨したい事象、新たな専門家チームの立ち上げを要する分野の提言を行った。次年度における更なる調査研究を行いたい。

聞き取り調査の特性から詳細が不十分となり、報告事項の根拠が不明確となる危惧から、可能な限り公表されている文書、文献を添えて記載した。本報告書が我が国の安全保障を医学面から保証する一助となれば幸いである。

謝 辞

米国施設訪問の調整にあたり、防衛医学研究センター事務部をはじめ防衛省関係各位、厚生労働省保健医療科学院健康危機管理研究部をはじめ関連各位、外務省関係各位の御支援により実現しました。ここにお礼申し上げます。

また米国において以下の方々をはじめ多くの方々に御支援いただきました。心よりお礼を申し上げます。

米国防省陸軍軍医総監部

2等陸佐 波多野弁 衛生連絡官

US Air Force School of Aerospace
Medicine

Mr. Zvonimir Tony Lisac, retired, Chief,
International Division,
Brook Army Medical Center,

Col. James A King, Chief, Department of
Emergency Medicine,

Capt. Scott Forbes, Protocol Officer,

Mr. John Thilman, Protocol Officer,

Mr. Dewey Mitchell, Strategic
Communications,

Ms. Ga lleous M aria, Strategic Communications,
US Army Institute of Surgical Research,
Col. Leopoldo Cancino, Chief, Surgical Research
Mr. Mike Freely, Public Affairs, Academy of Health Science, US Army Medical Department Center and School,
Mr. Oscar Ramos -Rivera, Director International Military Student Office,
Col. John V Teyhen, Director, Center for Health Education and Training,
Mr. Scott Crail,
Col. Bob Eng,
Col. Mustapha Debboun Chief, Department of Preventive Health Services
Ms. Chondra Perry, Public Affairs Specialist,
US Air Force Wilford Hall Medical Center
Maj. Gen Byron C Hepburn, Commander,
Maj. Bill Moore, Chief, Critical Care Air Transport Team,
Ms. Sue Campbell, Public Affairs,
US Air Force Air Mobility Command, Office of Surgeon General,
Brig Gen. Bart O. Iddins, USAF Air Mobility Command Surgeon General,
Capt. Wayne E. Barnum, Executive Officer
Col. Sarady Tan, Chief, Aerospace Medicine Division,
Col. Kurt Faubion, Chief, Medical Modernization Division,
Maj. Cheryl L. Grotsky, AE Clinical Operations and Training Division,
Lt.Col. Philip J Preen, Air Mobility Command Bioenvironmental Engineer,

Ms. Lisa D. DeDecker, AE Consultant,
Mr. Mark T. Voorhis, Chief, Public Affairs,
US Transportation Command, Office of Command Surgeon,
Col. Lawrence M. Riddles, United States Transportation Command Surgeon,
CAPT. Don Cenon B. Albia, Deputy Command Surgeon,
CDR. Rebecca L. Dunavent, Director GPMRC,
Col. Ronald D. Poole, Chief, Patient Movement Operations Division,
Lt.Col. Kimberly A Graham, Patient Safety,
Maj. Scott T Frazier, Plans, Operations, Intelligence and Exercise,

[参考文献]

- 1) 内閣府 緊急災害対策本部 平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) について、平成 24 年 1 月 10 日
<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201201101700jisin.pdf> (参照 2012-01-24).
- 2) 経済産業省 原子力安全・保安院、東日本大震災の影響について
http://www.nisa.meti.go.jp/earthquake_index.html (参照 2012-01-24) .
- 3) Welcome to fort Sam Houston, joint base San Antonio
<http://www.samhouston.army.mil/>
(accessed 2012-01-24).
- 4) U. S. Army Medical Department, Brook Army Medical Center
<http://www.bamc.amedd.army.mil/>
(accessed 2012-01-24).
- 5) The United States Army Institute of Surgical Research
<http://www.usaisr.amedd.army.mil/>

- (accessed 2011-12-05).
- 6) U. S. Army Medical Department, AMEDD Center & School, Academy of Health Sciences <http://www.cs.amedd.army.mil/ahs.aspx> (accessed 2012-01-24).
- 7) U. S. Air Force, 59th Medical Wing <http://www.whasc.af.mil/> (accessed 2012-01-24).
- 8) U. S. Air Force, Scott Air Force Base <http://www.scott.af.mil/> (accessed 2012-01-24).
- 9) U. S. Air Force, Air Mobility Command <http://www.amc.af.mil/> (accessed 2012-01-24).
- 10) United States Transportation Command <http://www.transcom.mil/> (accessed 2012-01-24).
- 11) 藤田真敬、齋藤大蔵、徳野慎一、石原雅之、立花正一、金谷 泰宏、米国の化学、放射線災害における医療危機管理体制に関する調査報告、防衛医大誌 36(4), 217-225, 2011
- 12) U. S. Army Medical Research Institute of Chemical Defense (USAMRICD), Field Management of Chemical Casualties Handbook, second edition, July, 2000. https://www.rke.vaems.org/wvems/Library/files/Dis/E_04.pdf (accessed 2012-01-24).
- 13) U. S. Army Medical Research Institute of Chemical Defense (USAMRICD), Medical Management of Chemical Casualties Handbook, third edition, July, 2000. <http://www.operationalmedicine.org/TextbookFiles/redbook2000.htm> (accessed 2012-01-24).
- 14) U. S. Army Medical Research Institute of Infectious Disease (USAMRIID), USAMRIID's Medical Management of Biological Casualties Handbook, sixth edition, April 2005. <http://www.usamriid.army.mil/education/bluebookpdf/USAMRIID%20BlueBook%206th%20Edition%20-%20Sep%202006.pdf> (accessed 2012-01-24).
- 15) U. S. Armed Forces Radiology Research Institute (AFRRI), Medical Management of Radiological Casualties, Third edition, June 2010. <http://www.usuhs.mil/afrrri/outreach/pdf/3edmmrhandbook.pdf> (accessed 2012-01-24).
- 16) U. S. Army Center for Health Promotion and Preventive Medicine (USACHPPM) The Medical NBC Battlebook Technical Guide 244, August 2002. <https://www.cbrniac.apgea.army.mil/Products/Catalog/Pages/ViewItem.aspx?ID=SOAR-00-01> (accessed 2012-01-24).
- 17) U. S. Army Center for Health Promotion and Preventive Medicine (USACHPPM) The Medical NBC Battlebook Technical Guide 244, May 2000. <http://www.operationalmedicine.org/TextbookFiles/MedicalNBCBattlebook.htm> (accessed 2012-01-24).
- 18) Stuhmiller JH, Blast injury, Translating Research into Operational Medicine, Borden Institute Monograph Series, US Army Medical Department Center & School, April 2008. http://www.bordeninstitute.army.mil/other_pub/blast/Blast_monograph.pdf (accessed 2012-01-24).
- 19) Dismounted complex blast injury, report of the army dismounted complex blast injury task force, US Army Fort Sam Houston, June 2011 [http://www.armymedicine.army.mil/reports/DCBI%20Task%20Force%20Report%20\(Redacted](http://www.armymedicine.army.mil/reports/DCBI%20Task%20Force%20Report%20(Redacted)

- d%20Final).pdf (accessed 2012-01-24).
- 20) National Disaster Medical System, U.S. Department of Defense <http://ndms.fhpr.osd.mil/> (accessed 2012-01-24).
- 21) Haemonetics Corporation, ACP 215 Automated Cell Processor <http://www.haemonetics.com/en/Products/Devices/Blood%20-%20Plasma%20Center%20Devices/ACP%20215.aspx> (accessed 2012-01-24).
- 22) International Atomic Energy Agency, Generic intervention levels for protecting the public in the event of a nuclear accident or radiological emergency, interim report for comment, IAEA-TECDOC-698, 1992 http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/te_698_web.pdf (accessed 2012-01-24).
- 23) International Atomic Energy Agency, joint sponsored by CTIF, IAEA, PAHO, WHO Manual for First responders to a radiological emergency, 2006 http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/epr_Firstresponder_web.pdf
- 24) Office of the Assistant to the Secretary of Defense for Nuclear and Chemical and Biological Defense Programs, Nuclear Weapon Accident Response Procedures (NARP), DoD 3150. 8-M, 2005 <http://www.dtic.mil/whs/directives/corres/pdf/315008m.pdf> (accessed 2012-01-24)
- 25) International Civil Aviation Organization, manual on volcanic ash, radioactive material and toxic chemical clouds, second edition, 2007 <http://www.paris.icao.int/news/pdf/9691.pdf> (accessed 2012-01-24).
- 26) Association of European airlines, radiation contamination of aircraft and engines, 3rd edition, 2002 <http://files.aea.be/Downloads/2002-042.pdf> (accessed 2012-01-24)
- 27) United States Federal Aviation Agency, Advisory Circular 20-48, practice guide for decontaminating aircraft, 1966 [http://rgl.faa.gov/Regulatory_and_Guidance_Library/rgAdvisoryCircular.nsf/0/d2641320bfd46e09862569b500769378/\\$FILE/Contents.pdf](http://rgl.faa.gov/Regulatory_and_Guidance_Library/rgAdvisoryCircular.nsf/0/d2641320bfd46e09862569b500769378/$FILE/Contents.pdf) (accessed 2012-01-24).
- 28) United States Army, Marine Corps, Navy, Air Force, CBRN decontamination, multiservice tactics, techniques, and procedures for chemical, biological, and nuclear decontamination, 2006 <http://www.fas.org/irp/doddir/army/fm3-11-5.pdf> (accessed 2012-01-24).
- 29) United States Army, Marine Corps, Navy, Air Force, multiservice tactics, techniques, and procedures for chemical, biological, radiological, and nuclear consequence management operations, decontamination, 2008 <http://www.fas.org/irp/doddir/army/fm3-11-21.pdf#search=%E2%80%98multiservice> (accessed 2012-01-24).
- 30) CBC news, Spray-on stem cells aid burn victims, February 4, 2011. <http://www.cbc.ca/news/health/story/2011/02/04/skin-spray-burns.html> (accessed 2012-01-24).
- 31) Tang M, Wolkers WF, Crowe JH, Tablin F. Freeze-dried rehydrated human blood platelets regulate intracellular pH. Transfusion. 2006 Jun;46(6):1029-37.
- 32) University of Texas Health Science Center, San Antonio

- <http://www.uthscsa.edu/> (accessed 2012-01-24).
- 33) United States Army Medical Research Institute of Chemical Defense (USAMRICD)
<http://chemdef.apgea.army.mil/>
(accessed 2012-01-24).
- 34) United States Army Medical Research Institute of Infectious Disease (USAMRIID)
<http://www.usamriid.army.mil/> (accessed 2012-01-24).
- 35) United States Armed Forces Radiobiology Research Institute (AFRRI)
<http://www.afrri.usuhs.mil/> (accessed 2012-01-24).
- 36) United States Army Center for Health Promotion and Preventive Medicine (USACHPPM)
http://www.gulflink.osd.mil/khamisiyah_ii/khamisiyah_ii_refs/n15en266/chppm-www_apgea_army_mil.html (accessed 2012-01-24).
- 37) Borden Institute, United States Army Medical Department,
<http://www.bordeninstitute.army.mil/index.html> (accessed 2012-01-24).
- 38) United States Nuclear Regulatory Commission
<http://www.nrc.gov/> (accessed 2012-01-24).
- 39) International Atomic Energy Agency (IAEA)
<http://www.iaea.org/> (accessed 2012-01-24).
- 40) Verathon Inc. (Bothell, USA), Glide Scope®, video laryngoscopes,
<http://www.verathon.com/>
- 41) Bound Tree Medical, Vacuum Spine Board (VSB) MT80002
<http://ems.boundtree.com/> (accessed 2012-01-24).
- 42) Summit Medical Products Inc. (Salt Lake City, USA), ambIT® infusion pump,
<http://www.ambitpump.com/section/products/articles/info>
- 43) COVIDIEN, SCD Express® Compression System Controller
<http://www.kendallvasculartherapy.com/VascularTherapy/pagebuilder.aspx?topicID=105864&breadcrumbs=81047:0,107396:0>
(accessed 2012-01-24).
- 44) KCL licensing Inc., ActiV.A.C. Therapy Unit,
<http://www.kcil.com/KCI1/activactherapyunit> (accessed 2012-01-24).
- 45) US Air Force, 618 Air and Space operations Center (Tanker Airlift Control Center: TACC)
<http://www.618tacc.amc.af.mil/>
(accessed 2012-01-24).
- 46) U.S. Air Force Tactics, Techniques, and Procedures 3 -42.51, Critical Care Air Transport Teams, 7 September 2006
http://airforcemedicine.afms.mil/idc/groups/public/documents/afms/ctb_101280.pdf
(accessed 2012-01-24).
- 47) U.S. Air Force Instruction 41-209, Medical Logistics Support, 23 November 2009.
<http://www.af.mil/shared/media/epubs/AFI41-209.pdf>
(accessed 2012-01-24).
- 48) Report of the commission to assess the threat to the United States from electromagnetic pulse (EMP) attack, Volume 1: executive report 2004
http://empcommission.org/docs/empc_exec_rpt.pdf (accessed 2012-01-24).

49) Report of the commission to assess the threat to the United States from electromagnetic Pulse (EMP) attack, critical national infrastructures, April 2008

http://empcommission.org/docs/A2473-EMP_Commission-7MB.pdf
(accessed 2012-01-24).

50) GENTEX Corporation, Patent Isolation Unit

<http://www.gentecorp.com/default.aspx?pageid=3212> (accessed 2012-01-24).

51) United States department of Defense, Department of Defense Test Method Standard, environmental engineering considerations and laboratory tests (MIL-STD-810G), 2008

<http://www.dtc.army.mil/publications/MIL-STD-810G.pdf> (accessed 2012-01-24).

52) United States Air Force, Air Force Instruction 10 -2909, Operations, Aeromedical Evacuation Equipment Standards, 2008

<http://www.e-publishing.af.mil/shared/media/epubs/AFI10-2909.pdf> (accessed 2012-01-24).

53) DHS Systems LLC, (Orangeburg, USA), Reeves Decontamination System,
<http://www.reevesems.com/Products/Decontamination.aspx> (accessed 2012-01-24).

54) Greenberg MI, Cone DC, Roberts JR., Material safety data sheet: a useful resource for the emergency physician, Ann Emerg Med. 1996 Mar;27(3):347-52.

55) 山崎登史, 藤田真敬, 山本頼綱, 森康貴, 立花正一, 鈴木信哉, 作業場における特定化学物質を含む溶剤等に関する製品安全データシート (MSDS) の活用について, 防衛衛生

58(5) 75-81, 2011

56) United States Centers for Disease Control and Preventions
<http://www.cdc.gov/> (accessed 2012-01-24).

57) United States Defense Advanced Research Projects Agency (DARPA)
<http://www.darpa.mil/> (accessed 2012-01-24).

58) U.S. Air Force, Yokota Air Base
<http://www.yokota.af.mil/> (accessed 2012-01-24).

59) United States Air Force Factsheet, Civil Reserve Air Fleet,
<http://www.af.mil/information/factsheets/factsheet.asp?id=173>
(accessed 2012-01-24).

F. 健康危険情報

該当事項無し。

G. 研究発表 (2010/4/1～2011/3/3 発表)

1. 論文発表

藤田真敬、齋藤大蔵、徳野慎一、石原雅之、立花正一、金谷泰宏、米国の化学、放射線災害における医療危機管理体制に関する調査報告、防衛医大誌 36(4), 217-225, 2011

藤田真敬、齋藤大蔵、石原雅之、石原美弥、立花正一、金谷泰宏、米国の化学、放射線災害における医療戦略、防衛医大誌 投稿中

2. 学会発表

1) 公開シンポジウム「CBRNE テロ災害にいかに対応するかー米国における CBRNE 災害の医療対応と医療資材等の備蓄と配布」(早稲田大学総合研究機構プロジェクト公共交通安心安全対策研究所主催、於 早稲田大学 小野記念講堂) 平成 24 年 2 月 3 日

2)防衛医科大学校 第7回戦傷学セミナー
「米国のCBRNE災害時の医療対応と患者空輸」
平成24年3月5日

H. 知的財産権の出願・登録状況
(予定を含む。)
該当事項無し。

1. 特許取得

該当事項無し。

2. 実用新案登録

該当事項無し。

3. その他

添付資料

米軍 CBRNE 医療対応教範一式
米国空軍患者空輸機材写真
現地での講義スライド、
米国国家災害医療制度
核爆発電磁パルス対策指針
米国患者空輸機材ウェーバー申請書式
除染訓練写真
患者隔離ユニット写真
上記文献

「資料 1」

原子力分野における透明性および安全性に関する 2006 年 6 月 13 日の法律第 2006-686 号 loi n° 2006-686 du 13 juin 2006 relative à la Transparence et à la Sécurité en matière Nucléaire フランス国民議会および元老院が採択した以下の内容の法律を、フランス共和国大統領は、公布する。

第 I 編

総則

第 1 条

I. 一 原子力の安全保障とは、原子力の安全性、放射線防護、放射線を利用した犯罪行為の防止および同行為との戦いならびに事故が発生した場合の市民に対する安全保障活動からなる。

原子力の安全性とは、原子力基本施設の設計、建設、稼働、運転停止および廃炉ならびに放射性物質の輸送に関する技術的かつ組織的措置の総体であり、事故を防止する目的または事故の際のその影響を最小限に食い止める目的で採られる。

放射線防護とは、電離放射線に対する防護であり、換言すれば人々に対する電離放射線の直接的または間接的に有害な影響（環境への悪影響によるものを含む）を防止し、またはその影響を減少させることを目的とした規則、手続きおよび防止・監視方法の総体である。

原子力分野における透明性とは、原子力の安全性に関する信頼のある、かつ入手可能な情報を公衆の知る権利を保証するために採られる対策の総体からなる。

II. 一 国は、原子力の安全保障に関する規定を定め、当該規定を適用するために統制を行う。国は、原子力活動に関するリスクならびに人の健康および安全への影響ならびに環境への影響について公衆に情報を提供することを保証する。

第 2 条

I. 一 人的電離放射線被曝のリスクを伴う活動を行うには、公衆衛生法典の第 L.1333-1 条および環境法典の第 L.110-1 条の第 II 項に規定する原則を遵守しなければならない。

II. 一 原子力活動に従事する者は、参加原則および汚染者負担の原則に従って、以下の規則を遵守しなければならない。

1^o いかなる者も、本法律および施行令で定める条件下において、施設から原子力活動に関するリスクならびに人の健康および安全への影響ならびに環境への影響ならびに放射性廃棄物の排出について情報提供を受けける権利を有する。

2^o 当該活動の責任者は、行政機関が本法律に従って規定する、予防措置の費用、特に分析費用ならびにリスクを軽減する措置および放射性廃棄物の排出の費用を負担する。

III. 一 防衛に関する原子力活動および施設は、第 1 条および本条を除き、本法律に服さない。国務院令は、関連する施設および活動のカテゴリーを明記し、原子力の安全性および放射線防護の組織上の原則を防衛関連要件と調和させる手続きに従ってそれらに適用される開示・統制義務を定める。防衛関連原子力施設を稼働する必要がある、かつ区域内に所在する設備および施設は、前記施設とみなされる。

防衛に関する原子力施設および活動は、環境法典の第 L.214-1 条乃至第 L.214-6 条の

規定もしくは前記法典の第 V 編の第 I 章の規定または公衆衛生法典の第 L.1333-4 条によって導入される認可または届出体制に服さない。防衛関連原子力施設を稼働する必要がない、区域内に所在する設備および施設は、先に述べた環境法典および公衆衛生法典の規定に依然として服する。防衛関連原子力活動および施設に関する所轄官庁は、当該規定で規定する個別の決定および統制決定に関して行政機関の権限を行使する。

第 3 条

本法律に従って、

1^o 国務院令は、原子力安全庁の助言に基づいて以下を採択した。

a) 第 34 条に述べる状況下において、原子力基本施設の確定的運転停止および廃炉を命じることができる。

b) 公衆衛生法典の第 1 部の第 III 編の第 III 章の第 III 節の施行手続を決定する。

c) 労働法典の第 L.231-7-1 条の第 1 段落の施行手続を決定する。

2^o 政令は、原子力安全庁の助言に基づいて以下を採択した。

a) 第 29 条に定める条件下で原子力基本施設の設置を認可する。

b) 第 29 条に定める条件下で原子力基本施設の確定的運転停止または廃炉および確定的運転停止および監視段階への移行を認可する。

c) 第 29 条の第 X 項に定める条件下で原子力基本施設の認可を終了させることができる。

3^o 原子力の安全性を担当する大臣および放射線防護を担当する大臣は、第 12 条に述べる原子力安全庁の手続きの原則を承認する。

4^o 原子力の安全性を担当する大臣は、

a) 第 30 条に定める総則について決定する。

b) 第 4 条の第 1^o 号に述べる技術的性質の原子力安全庁の規制上の決定を採択する。

c) 第 29 条の第 VIII 項に述べる、原子力基本施設の免許を取り消す原子力安全庁の決定を承認する。

d) 第 29 条の第 IV 項に定める条件下で原子力基本施設の稼働の停止を命じることができる。

e) 原子力安全庁の助言に基づいて、第 29 条の第 X 項に述べる条件下で原子力基本施設の稼働の再開を禁じることができる。

f) 緊急時を除き、第 41 条の第 IV 項に従って原子力安全庁による決定を承認する。

5^o 放射線防護を担当する大臣は、第 4 条の第 1^o 号に述べる技術的性質の原子力安全庁の規制上の決定を承認する。

6^o 原子力安全庁は、

a) 第 4 条の第 1^o 号に述べる技術的性質の規制上の決定を行う。

b) 第 29 条の第 I 項に定める条件下で原子力基本施設の稼働開始を認可する。

c) 第 29 条の第 I 項、第 III 項、第 V 項、第 VI 項、第 IX 項および第 X 項ならびに第 33 条に定める条件下で規定を課すことができる。

d) 第 4 条の第 2^o 号に述べる加圧設備に関する規則で規定する個別の決定を公表する。

e) 放射性物質の輸送に関する第 35 条に述べる認可または承認を与える。

f) 第 41 条に述べる決定を公表し、措置を講じる。

g) 電離放射線を用いる医療施設および医療機器に関する認可を含めて、公衆衛生法典の第 L.1333-4 条に規定する認可および放射線源を保持し、輸入する認可を与え、かつ前記法典の第 L.1333-5 条に規定する条件下で、理由を付した決定により同認可を

取り消すことができる。

第 II 編

原子力安全庁

第 4 条

独立行政機関たる原子力安全庁は、原子力の安全性および放射線防護の監視に係わり、かつ同分野において公衆に情報を提供することに係わる。

この点に関して、

1^〇原子力安全庁は、原子力の安全性に関する規制の性質の政令案および省令案について諮問を受ける。

原子力安全庁は、原子力の安全性または放射線防護の分野で採択された政令および省令に関する施行手続を完了するため技術的性質の規制上の決定を行う。ただし、職業医学上の放射線に関する政令および省令は除く。原子力の安全性に関する決定は、原子力の安全性を担当する大臣の承認を必要とし、放射線防護に関する決定は、放射線防護を担当する大臣の承認を必要とする。承認に係わる省令および承認を受けた決定は、官報に掲載される。

第 29 条に基づいて行われた原子力安全庁による決定は、原子力の安全性を担当する大臣に伝えられる。

2^〇原子力安全庁は、服すべき原子力の安全性および放射線防護に関する総則および特別規定の遵守、第 28 条に定める原子力基本施設、当該施設用に特に設計される加圧設備の製造および使用、放射性物質の輸送ならびに公衆衛生法典の第 L.1333-1 条に述べる活動、および前記法典の第 L.1333-10 条に述べる人物を監視する。

同庁は、国土における放射線防護領域での継続的監視を組織化する。

同庁は、多くの職員の中から特に本法律の

第 IV 章に述べる原子力安全検査官、公衆衛生法典の第 L.1333-17 条の第 1^〇号に述べる放射線防護検査官および本第 2^〇号に述べる加圧設備に関する規定の遵守の監視を担当する職員を任命する。同庁は、原子力の安全性または放射線防護に対する統制および監視に係わる団体に対し必要な承認を発する。

3^〇原子力安全庁は、同庁が権限を有する分野で公衆に情報を提供することに係わる。

4^〇原子力安全庁は、フランスで生じたまたはフランス国土に影響を与えうる、電離放射線被曝によって人の健康および環境に危険を与え得る事故から生じる緊急事態の統制に加わる。同庁は、緊急事態対応計画の一部として、権限を有する機関が市民の安全保障の現代化に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 14 条および第 15 条に規定する、原子力活動から生じるリスクを考慮した措置を講じる際にその機関への技術的協力を行う。

このような緊急事態が生じた場合には、同庁は、自らの権限の範囲内であらゆる問題に関して、政府を補佐する。同庁は、権限を有する機関に対して、医学的および衛生的レベルで講じられる措置または市民の安全保障に関して講じられる措置について勧告を出す。同庁は、緊急事態が生じた施設が監視の対象となっている場合、その安全状態ならびに環境への（放射性物質の）放出の可能性ならびに人の健康および環境に与えるリスクについて公衆に情報を提供する。

5^〇原子力活動に関するインシデントまたは事故が発生した場合、原子力安全庁は、輸送インフラおよび輸送系の安全性、技術調査ならびに天然ガス、炭化水素および化学薬品の地下保管に関する 2002 年 1 月 3

日の法律第 2002-3 号で規定する手続きに従って、技術調査を行うことができる。

第 5 条

第 4 条の第 1^o号に従った原子力安全庁による助言が 2 ヶ月以内に与えられない場合、賛同とみなされる。理に適った緊急事態の場合、行政機関が当該問題を原子力安全庁に提起することによって、本期間を短縮することができる。国务院令は、明示的な回答がない場合に、本法律の別の規定に従って強制的に要求される原子力安全庁の意見が賛同とみなされる期間を定める。

第 6 条

原子力安全庁は、法律に規定された秘密性に関する規則、特に、環境法典第 1 編第 II 章第 IV 節ならびに行政および公衆との関係改善の様々な措置ならびに行政的、社会的および税制上の秩序に関する様々な措置に関する 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号に従って、合議で討議し、発せられた意見および決定について公開する。

第 7 条

原子力安全庁は、毎年活動報告を作成し、国会、特に原子力に関する問題の付託を受けている科学技術選択評価議会局、政府および共和国大統領に提出する。

国民議会および元老院の権限を有する委員会または科学技術選択評価議会局の要請があった場合には、原子力安全庁の長は、同庁の活動について報告する。

第 8 条

原子力安全庁は、政府、国民議会および元老院の権限を有する委員会または科学技術選択評価議会局の要請があった場合には、その権限の範囲内の問題について意見を表明し、または調査研究を行う。原子力の安全性および放射性防護を担当する大臣からの要請があった場合には、同庁は、その権

限の範囲内において技術的調査を行う。

第 9 条

原子力安全庁は、その権限の範囲内で国際交渉におけるフランスの立場を明確にするため提言を政府に行う。政府の要請があった場合には、同庁は、本分野での権限を有する国際組織および欧州共同体の機関におけるフランスの表明に参加する。

放射線緊急事態に関する国際協定または欧州連合の規則を実施するために、原子力安全庁は、第三国の機関に警告および情報を提供する権限または第三国の機関の警告および情報を受ける権限を与えられている。

第 10 条

原子力安全庁は、原子力の安全性および放射線防護の分野における能力を有する者のうち政令により任命される 5 人で構成する合議体からなる。同庁の長を含む 3 人の構成員は、共和国大統領により任命される。その他 2 名は、国民議会議長および元老院議長によりそれぞれ任命される。

構成員の任期は 6 年である。当該構成員のうち 1 名が任期終了までの間に任務を継続することができなくなった場合には、その代行者が残任期間につき当該役職を務めることとする。65 歳を超えた者を当該合議体の構成員に任命することはできない。

合議体の当初の設置期間中、原子力安全庁の長の任期は 6 年であり、共和国大統領によって任命されたその他 2 名の任期は、抽選によりそのうちの 1 名は 4 年、もう 1 名は 2 年とする。国民議会議長および元老院議長によって任命された 2 名の任期は、抽選によりそのうちの 1 名は 4 年、もう 1 名は 6 年とする。

構成員の任期は更新することができない。ただし、本原則は先の 2 つの段落のいずれかに従って任期が 2 年を超えていない構成

員には適用されない。

合議体の構成員の過半数によって行動する原子力安全庁によって記録される行為無能力もしくは辞任の場合または第 13 条に規定する場合を除き、構成員を罷免することはできない。

ただし、共和国大統領は、構成員としての義務を著しく怠っている者がある場合には、その者を罷免することができる。

第 11 条

原子力安全庁の会議は、3 名以上の構成員が出席しない限り、有効に開催することはできない。出席した構成員の過半数で可決する。可否同数の場合、同庁の長が決定権を有する。

緊急事態が生じた場合、同庁の長または同庁の長がいない場合にはその者が指名した構成員が状況に応じて必要な措置を、合議体の権限の範囲内で実施することができる。当該構成員は、講じられた措置について構成員に説明するため、できる限り速やかに会議を開催する。

第 12 条

原子力安全庁は、自らの組織および運営に関する規則を規定する手続規則を作成する。手続規則は、合議体構成員が同庁の長または同庁の長がいない場合には別の合議体構成員に権限を委任する条件を規定する。同規則は、同庁の長が同庁の部局の職員に署名を委任することができる条件も規定する。ただし、第 4 条の第 1^o号に述べる意見も、規制の性質の決定も、委任することはできない。

手続規則は、原子力の安全性および放射性防護を担当する大臣による承認後官報に掲載される。

第 13 条

原子力安全庁の合議体構成員は、フルタイ

ムで自らの任務を行う。同庁の長および合議体構成員は、給与体系外に分類される国家公務員の 2 段階高いカテゴリーの 1 番目と 2 番目に対して支払われる給与と同額の給与をそれぞれ受ける。

合議体構成員は、政府またはその他別の人もしくは機関からの指示を受けずに、まったく偏らずに自らの任務を行う。

合議体構成員の職は、いかなる職業活動、議員およびその他公務員とも兼務することはできない。原子力安全庁は、合議体を構成する構成員の過半数によって、兼務禁止の事例の 1 つに該当する構成員の自動辞任を記録する。

就任の際、合議体構成員は、同庁の権限の範囲内で自らが保有する権益または過去 5 年間に保有していた権益を述べる宣誓書を作成する。本宣誓書は、同庁本部でファイルされ、合議体構成員に利用可能な状態にしておく。同宣誓書は、変更が生じ次第、当該合議体構成員の主導で更新される。いかなる構成員も、任期中、自己の独立性または不偏性に影響を与える可能性がある権益を保有することはできない。

任期中、合議体構成員は、同庁の権限内に属する主題に関して個人的に公的立場を表明することはできない。任期中および任期後に、合議体構成員は、自らが職務によって知り得た事実、行為および情報、特に同庁の協議および採決に関する職務上の秘密に拘束される。

同庁の長は、本条の結果として生じる義務の遵守を確実にするため適切な措置を講じる。自動辞任とは別に、合議体構成員が構成員としての義務を著しく怠っている場合、その者を罷免することができる。本決定は、合議体構成員の過半数による合議体の裁定によって、かつ手続規則で規定する条件

下で行われる。

第 14 条

原子力安全庁に委託された任務を成し遂げるために、同庁の長は、国に代わって裁判手続きに参加する権能を有する。

第 15 条

原子力安全庁は、同庁の長の権限下に置かれる部局を有する。同部局は、原子力の安全性および放射性防護の検査を組織化する。同部局は、国家公務員に関する法律規定を規定する 1984 年 1 月 11 日の法律第 84-16 号の第 4 条に規定する条件下で職を有する公務員を採用し、契約職員を採用することができる。適用できるパートタイムの場合、国務院令で明記する手続きに従って、職を有する公務員を同意の上で原子力安全庁に一時的に配置替えすることができる。公共の組織から同意の上で職員を一時的に配置換えすることは、原子力安全庁のためになりうる。

同庁の長は、同庁の任務を成し遂げる上で有益な契約に署名する権限を与えられている。

第 16 条

原子力安全庁の長は、国に代わって、2000 年に関する財務法（1999 年 12 月 30 日の法律第 99-1172 号）の第 43 条で導入された税の支払い許可を発することおよび同税を清算することを担当する。

原子力安全庁は、任務の遂行に必要な資金を政府に申し出る。政府は、同機関に関する原子力安全庁技術支援任務に対応する原子力の安全性・放射性防護研究所への国の補助金の配分に関して同庁に諮問する。原子力安全庁と同研究所との間で締結される契約は、本技術支援の詳細を決める。

原子力安全庁の長は、収入および支出に関して権限を有する公務員である。

第 17 条

国務院令は、本編に関する施行手続、特に原子力安全庁の決定に関する承認手続きを明記することができる。

第 III 編

原子力の安全性に関する公衆への情報提供
第 I 章

原子力の安全性および放射性防護に関する情報に対する権利

第 18 条

国は、原子力の安全性および放射線防護の手続きおよびその調査結果について公衆に情報を提供する責任を負う。国は、特に（原子力に関する）インシデントまたは事故が生じた場合には、フランス国土内または国土外で行われる原子力活動の結果に関する情報を公衆に提供する。

第 19 条

I. — いかなる者も、原子力基本施設の事業者から、またはその数が政令で規定する範囲よりも多い場合、放射性物質を輸送もしくは保有する責任を負う者から、彼らが受領したものであろうと、自ら作成したものであろうとを問わず、環境法典の第 L.124-1 条または第 L.124-6 条に定める条件下で、本活動の結果として生じうる電離放射線に関するリスクについて、かつ当該リスクまたは被曝を防止もしくは軽減するために講じられる安全性・放射性防護措置について、保有している情報を得る権利を有さない。

II. — 本条に従って、情報を伝えることを拒否することに関する紛争は、先に述べた 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号で規定する手続きに従って行政裁判所に提起される。

III. — 先に述べた 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号の第 I 編の第 II 章の規定は、

本条に従って伝えられる情報には適用されない。

第 20 条

先に述べた 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号の第 21 条は、以下に起草される段落で補完される。

「本委員会も、原子力分野における透明性および安全性に関する 2006 年 6 月 13 日の法律第 2006-686 号の第 19 条の条件下で、原子力基本施設の事業者および放射性物質を輸送する責任者が保有する情報へのアクセスに関する問題を提起する権限を与えられている。」

第 21 条

原子力基本施設のあらゆる事業者は、以下を記載する報告書を毎年作成する。

- 原子力の安全性および放射線防護に関して採られている対策、
- 同施設の区域内で生じた原子力の安全性および放射線防護に関するインシデントおよび事故で第 54 条の適用を受け、報告義務を負うものならびに当該事故の拡大を防ぎ、人の健康および環境への影響を抑えるために講じられた措置、
- 原子力基本施設から環境への放射性および非放射性的放出物の性質および測定結果、
- 原子力基本施設に保管されている放射性廃棄物の性質および量ならびに健康および環境、特に土壌および水における放射性廃棄物の総量およびその影響を抑えるために講じられた措置、

本報告書は、原子力基本施設の衛生・安全委員会に提出され、同委員会は、勧告を出すことができる。当該勧告の別冊として、公表および送付のための文書を付す。

本報告書は、公開され、地域情報委員会ならびに原子力の安全性に関する透明性および情報に関する高等委員会に送付される。

当該報告書に記載する情報の種類は、政令で規定する。

第 II 章

地域情報委員会

第 22 条

I. — 第 28 条で規定する一または複数の原子力基本施設を構成するすべてのサイトにおいて、原子力の安全性、放射線防護ならびに当該サイトにおける原子力基本施設の原子力活動の人および環境に対する影響に関する追跡調査、情報収集、協議という一般的な任務を負う地域情報委員会を創設する。地域情報委員会は、多数の者がアクセスしやすい形態でその活動の成果を広く行き渡らせる。

同委員会は、原子力基本施設の一つが第 29 条の規定による設置許可の対象となった時点で設置することができる。

地域情報委員会は、近隣に複数の原子力基本施設がある場合に設置することができる。また、同委員会は、原子力基本施設が過去に設置されていた個々の場所にも設置することができる。

II. — 地域情報委員会は、(原子力基本施設) に関係する県議会議員、市町村議会議員またはコンミュン・グループの審議会委員および州議会議員の代表者、県選出の国会議員、ならびに環境保護団体、経済団体、代表性を有する労働組合、医学に関する職についている者および専門家の代表者からなる。

原子力安全庁およびその他の関係する国家机关の代表者ならびに事業者の代表者は、顧問の資格で地域情報委員会の会議に出席することができる。当該代表者は、同委員会の業務に当然に参画する。

III. — 地域情報委員会は、関係する原子力基本施設の区域が存在する県の県議会議長

の決定によって、またはその区域が複数の県に跨っている場合、当該複数の県の県議会議長の共同決定によって設置される。

県議会議長は、同委員会の構成員を任命する。同委員会は、県議会議長または同議長によって同委員会構成員の中から任命される1名の県議会議員が主宰する。

原子力基本施設の区域に、放射性廃棄物の脱離反応を促す施設または当該廃棄物の処分施設がある場合、本条に定める委員会は、環境法典第 L.125-1 条に述べる地域情報監視委員会となる。

IV. 一 地域情報委員会は、非営利団体の資格を有する法人格を有することができる。

V. 一 地域情報委員会は、その任務を遂行するため、疫学調査を含めた専門家による調査を行い、原子力基本施設サイトからの放出物または排出物に関して環境の測定または分析を行うことができる。

事業者は、第 19 条の規定に従って当該事業者に寄せられた情報請求を、当該請求の受理後 8 日以内に地域情報委員会に通知する。同一の条件下で、事業者は、当該請求に対する回答を同委員会に送付する。

事業者、原子力安全庁およびその他の国の機関は、同委員会の任務を遂行するために必要な全書類および情報を同委員会に送付する。事例によるが、本法律の第 19 条の規定または環境法典の第 I 編の第 II 章の第 IV 節の規定および先に述べた 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号が前記送付に適用される。

事業者は、本法律の第 54 条に述べるインシデントまたは事故をできるだけ速やかに同委員会に通知する。

原子力安全庁および原子力の安全性または放射線防護を担当する大臣は、原子力基本施設が設置されている区域に係わるあらゆる

事業計画につき、地域情報委員会に諮問することができる。いったん同委員会が正式に設置されている場合、意見公聴手続きの主題であるあらゆる事業計画については、同委員会に諮問しなければならない。

地域情報委員会は、原子力基本施設サイトに関係する原子力の安全性および放射線防護に関するあらゆる問題を、原子力安全庁および原子力の安全性または放射線防護を担当する大臣に付託することができる。

地域情報委員会は、環境問題、衛生および技術的リスクに関して権限を有する県の委員会から、地域情報委員会の権限の範囲内にある質問について付託を受け、それに答申することができる。

地域情報委員会および第 23 条に規定する原子力の安全性に関する透明性および情報に関する高等委員会は、それらの組織の任務の実行のために有益なあらゆる情報を互いに送付し合い、情報提供に関する共同の活動を行う。

第 I 項に述べる一つまたは複数の原子力基本施設を構成するサイトの健康安全委員会が任命する代表者は、必要と感じた場合いつでも、請求により地域情報委員会に話を聞く。地域情報委員会も、同代表者に話を聞かせてもらうことができる。

VI. 一 地域情報委員会の支出は、以下が負担する。

一 国

一 地方公共団体およびそのグループ
国ならびに地方公共団体およびそのグループが同委員会に割り当てることができる補助金に加えて、法人格を有する同委員会は、財務法で定める条件下で 2000 年に関する財務法（1999 年 12 月 30 日の法律第 99-1172 号）の第 43 条で導入された税収の一部を受け取ることができる。

同委員会の会計は、州会計部の検査を必要とする。

VII.－地域情報委員会は、非営利団体の形で連盟を設立することができる。当該連盟は、国家および欧州の機関に対し、地域情報委員会を代表し、かつ同委員会に共通の利害に関する諸問題に対して、同委員会を補佐する。

本連盟の財源は、主に国が支払う補助金および同委員会からの負担金である。

VIII.－本章の施行手続は、国務院令で決定する。国務院令は、法人格を有する委員会の制定法で必ず表記しなければならない規定に属する条項を定めることができる。

第 III 章

原子力の安全性に関する透明性および情報に関する高等委員会

第 23 条

原子力の安全性に関する透明性および情報に関する高等委員会を設置する。同委員会の構成員は 6 年の任期であり、政令により任命される。その構成員の 4 名は国会議員であり、残りの 5 名は以下の国会議員以外の者から任命される。

1°国民議会により任命される国民議会議員 2 名および元老院により任命される元老院議員 2 名、

2°地域情報委員会の代表者、

3°公衆衛生法典第 L.1114-1 条に定める環境保護団体の代表者、

4°原子力活動の責任者の代表者、

5°代表性を有する労働組合の代表者、

6°科学的、技術的、経済的もしくは社会的分野に関して能力のある者または情報およびコミュニケーションに関して能力のある者。そのうちの 3 名は科学技術選択評価議会局により任命され、1 名は科学アカデミーにより任命され、1 名は人間科学アカデ

ミーにより任命される。

7°原子力安全庁の代表者、関係省庁の代表者ならびに放射線防護・原子力の安全性研究所の代表者、

同高等委員会の長は、国会議員、地域情報委員会の代表者およびその能力により選出された者の中から、政令により任命される。

第 24 条

原子力の安全性に関する透明性および情報に関する高等委員会は、原子力活動のリスクならびにその活動の人の健康、環境および原子力の安全性への影響について、情報を取得し、議論する機関である。本目的で、同委員会は、本分野のあらゆる問題ならびにその分野に係わる調査および情報について意見を述べることができる。また、同委員会は、原子力の安全性に関する情報の入手可能性に関するあらゆる問題を審議し、原子力に関する透明性を確保する措置または改善するあらゆる措置を提言する。

原子力の安全性を担当する大臣、国民議会および元老院にある所管委員会の長、科学技術選択評価議会局または原子力基本施設の事業者は、原子力の安全性に関する情報およびその調査に関するあらゆる問題について同委員会に提起することができる。

第 25 条

原子力の安全性に関する透明性および情報に関する高等委員会は、その任務を達成するために必要な相談サービスを行うことができ、かつ対審を組織化することができる。同委員会は、自らの意見を公開する。

同委員会は、年次活動報告書を作成し、公開する。

原子力活動の責任者、原子力安全庁および本分野に関係する国の機関は、同委員会の任務の達成に有益なあらゆる文書および情報を同委員会に送付する。事例によるが、

本法律の第 19 条の規定または環境法典の第 I 編の第 II 章の第 IV 節の規定および先に述べた 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号の規定が前記送付に適用される。

第 26 条

原子力の安全性に関する透明性および情報に関する高等委員会の任務を成し遂げるために必要な資金は、国家予算に含まれる。その職に就任する際、高等委員会の構成員は、原子力活動の責任者の代表者を除き、自らがその活動が高等委員会の権限の範囲内に属する会社または団体との直接的もしくは間接的なつながりを述べる宣誓を行う。なお、同宣誓は公開される。

第 27 条

本章の施行手続は、国務院令で定める。

第 IV 編

原子力基本施設および放射性物質の輸送

第 I 章

原子力基本施設および放射性物質の輸送に適用される規則

第 28 条

I. 原子力基本施設および放射性物質の輸送は、安全保障、公衆衛生および健康または自然・環境の保護に関して存在しうるリスクまたは障害のために本編の規定に服する。

II. 原子力基本施設の事業者は、施設の安全性に責任を負う。

III. 以下が原子力基本施設である。

1° 原子炉、

2° 核燃料を製錬、濃縮、生産、処理もしくは保管すること、または放射性廃棄物を処理、保管もしくは処分することに関して国務院令で定める特性と合致する施設、

3° 放射性物質または核分裂性物質を含み、国務院令で定める特性と合致する施設、

4° 国務院令で定める特性と合致する粒子

加速器。

IV. 原子力基本施設は、環境法典の第 L.214-1 条乃至第 L.214-6 条の規定または前記法典の第 V 編第 I 章の規定のいずれにも服さない。同施設は、公衆衛生法典の第 L.1333-4 条に規定する認可または報告体制に服さない。

V. 原子力基本施設を稼働するのに必要であり、かつ本法律の第 29 条の第 I 項に基づき定めるその区域に所在する設備および施設（環境法典の第 L.214-2 条および第 L.511-2 条に規定する名称の 1 つからなるカテゴリーの 1 つに記載されるものを含む）は、前記施設の一部とみなされ、本編の規定に服する。

先に述べたカテゴリーの 1 つに記載され、原子力基本施設の区域に所在するその他の設備および施設は、環境法典の先に述べた規定に依然として服する。原子力安全庁は、当該規定で規定する個別の決定および調査に関して権限を行使する。

第 29 条

I. 原子力基本施設の設置は、認可を必要とする。その時点での科学的・技術的知識に留意しながら、事業者が設計・建設・稼働段階で講じられるか、予定される技術的もしくは組織的措置ならびに廃炉に関して、または放射性廃棄物廃棄施設については第 VI 項に定める手続きに従った最終的運転停止後の維持および調査に関して提言される一般原則が、同施設が第 28 条の第 I 項に述べる利益に対して引き起こすリスクまたは障害を十分に防止もしくは限定する可能性があることを立証しない限り、本認可を発することはできない。認可は、事業者が自らの事業計画を当該利益に従って行うこと、特に同施設を廃炉にする費用を負担することおよび改善作業を行うこと、なら

びに所在サイトを監視し、維持すること、または放射性廃棄物廃棄施設については運転停止・維持・調査費用を負担することを可能にする必要がある事業者の技術的・財政的能力を考慮に入れる。

認可は、原子力安全庁の助言に基づいて採択される政令により、公開後に発せられる。本政令は、同施設の特性および区域を決定し、試運転させなければならない期限を定める。

同認可令を実施するために、原子力安全庁は、第30条に規定する一般原則に従って、同庁が第28条の第I項に述べる利益を守るために必要と感ずる同施設の設計、建設および稼働に関する規定を定める。この点に関して、上記規定は特に、必要に応じて、同施設からの水のサンプリングおよび同施設からの放射性物質に関する規定を明記する。同施設から環境への放出制限を規定する規定は、承認を必要とする。

原子力安全庁は、第36条に述べる政令で定める条件下で同施設の試運転を認可し、第4条の第2°号に述べる加圧設備に関する規則で規定する個別の決定を発表する。認可申請が審査されている間、原子力安全庁は、第28条の第I項に述べる利益を守るために暫定措置を講ずることができる。

II. 以下の場合には新たな認可が必要である。

1°同施設の事業者の変更、

2°同施設の区域の変更、

3°同施設の重大な変更、

国務院令で定める条件下での簡易手続きの対象である本第II項の1°および2°に述べる事例のために行われる申請を除き、この新たな認可は第I項に規定する手続きに従って与えられる。

III. 原子力基本施設の事業者は、最善の

国際実務を考慮に入れることにより同施設の定期安全検査を行う。本定期検査は、特に同施設の状態、稼働から得た経験および知識の進化、ならびに同様の施設に適用される規則を考慮に入れることにより同施設に適用される規則に関して同施設の状況が高く評価されることを可能にし、かつ同施設が第28条の第I項に述べる利益に対して引き起こすリスクまたは障害の評価を更新することを可能にしなければならない。事業者は、本検査の結果を含む報告書および該当する場合には、観察された異常事態を是正し、同施設の安全性を改善するために講ずる予定である措置を原子力安全庁および原子力の安全性を担当する大臣に送付する。

同報告書の分析後、原子力安全庁は、新たな技術規定を課すことができる。同庁は、同報告書の分析を原子力の安全性を担当する大臣に送付する。

安全検査は、10年毎に行われる。ただし、認可令は本期間が同施設の特異性によって正当化される場合、異なる期間を規定することができる。

IV. 原子力基本施設が第28条の第I項に述べる利益に対して重大なリスクを引き起こすと思われる場合、原子力の安全性を担当する大臣は、当該重大なリスクを軽減する措置を実施するために必要な期間、同施設の稼働を停止することを政令で公布する。緊急事態の場合を除き、事業者は、予定される停止について自らの意見を述べることができるが、原子力安全庁の事前の見解を得る。

重大かつ切迫したリスクが生じた場合、原子力安全庁は、必要に応じて、暫定的にかつ予防措置として、同施設の稼働を停止する。同庁は、ただちにその旨を原子力の安

全性を担当する大臣に知らせる。

V.一原子力基本施設の最終的運転停止および廃炉は、事前認可を必要とする。認可申請は、運転停止状況、廃炉・廃棄物管理手続きに関する対策ならびに同施設のサイトの調査およびその後の維持に関する対策からなる。その時点の科学的・技術的知識および同サイトのその後の使用に関する予測に留意しながら、これにより第 28 条の第 I 項に述べる利益に対するリスクまたは障害を十分に防止もしくは限定することが可能となる。

認可は、原子力安全庁の助言に基づいて採択される政令で発せられる。本政令は、廃炉特性、廃炉を行う期間および廃炉後に事業者が負う事業の種類を規定する。

認可令を施行するために、原子力安全庁は、第 30 条に規定する一般原則に従って、同庁が第 28 条の第 I 項に述べる利益を守るために必要な廃炉に関する規定を定める。上記規定は特に、必要に応じて、同施設からの水のサンプリングおよび同施設が放出する放射性物質に関する規定を明記する。同施設から環境への放出制限を規定する要件は、承認を必要とする。

第 V 項の規定は、放射性廃棄物廃棄には適用されない。

VI.一放射性廃棄物廃棄施設の確定的運転停止および調査段階への移行は、承認を必要とする。認可申請は、最終的運転停止ならびに同施設のサイトの維持および調査に関する対策からなる。その時点の科学的・技術的知識および同サイトのその後の使用に関する予測に留意しながら、これにより第 28 条の第 I 項に述べる利益に対するリスクまたは障害を十分に防止もしくは限定することが可能となる。

認可は、原子力安全庁の助言に基づいて採

択される政令で発せられる。本政令は、確定的運転停止後に事業者が負担する事業の種類を規定する。

認可令を施行するために、原子力安全庁は、第 30 条に規定する一般原則に従って、同庁が第 28 条の第 I 項に述べる利益を守るために必要な廃炉に関する規定を定める。上記規定は特に、必要に応じて、同施設からの水のサンプリングおよび同施設が放出する放射性物質に関する規定を明記する。

VII.一認可は、第三者の権利に服することを条件に与えられる。

事業者が土地の所有者ではない場合、認可申請は、第 44 条に基づく事業者の義務を遵守するという約束で支持されなければならない。土地の新買主は、違反すると売買の取消という罰を受ける条件で同一の約束を行う。

VIII.一原子力基本施設が第 V 項に定める規定に従って廃炉となったか、第 VI 項に定める規定に従って調査段階に入り、本編に規定する規定の実施をもちや必要としない場合、原子力安全庁は、同施設を機密扱いから外すという決定を、原子力の安全性を担当する大臣の承認に付託する。

IX.一第 28 条の第 I 項に述べる利益に対する脅威が生じた場合、原子力安全庁は、いつでも、必要となる評価および対策の実施を命じることができる。緊急事態の場合を除き、事業者は、自らの意見を述べることができる。

本第 IX 項の第 1 段落の規定は、上記脅威が同施設の機密解除後に観察されたとしても適用される。

X.一原子力基本施設がその設置を認可する政令で定める時間枠内に試運転を行わない場合、原子力安全庁の助言に基づいて採択された政令は、同施設の認可を終了させる

ことができる。原子力安全庁は、第 28 条の第 I 項に述べる利益を守り、確実にサイトの改善を行うために認可保有者を特別規定に服させることができる。本編に規定する調査および監視は、前記施設に適用される。

原子力基本施設が継続して 2 年を超える期間、稼働を停止する場合、原子力の安全性を担当する大臣は、原子力安全庁の助言に基づいて採択された政令で同施設の稼働の再開を禁じることができ、かつ同大臣が決定する期間内に、同施設の確定的運転停止および廃炉に関する認可申請を提出するよう事業者に要求することができる。

第 30 条

第 28 条の第 I 項に述べる利益を守るために、原子力基本施設の設計、建設、稼働、最終的運転停止、維持および調査ならびに放射性廃棄物廃棄施設の最終的運転停止、維持および調査は、当該すべての施設に適用される一般原則に服するか、そのうちのいずれかのカテゴリーに服する。当該一般原則は、既存の施設に関する特定の施行手続を規定することができ、かつ省令で決定される。

第 31 条

行政機関は、届出または行政認可を必要とする土地の利用および作業の実行に係わる公共事業地役権を原子力基本施設（既存の施設を含む）周辺に設定することができる。また、当該地役権は、原子力基本施設が機密扱いから外された後または消失した後に同施設の原子力の影響が及ぶ地域およびその周辺の土地の利用に係わる。同地役権は、環境法典の第 L.515-8 条乃至第 L.515-12 条に規定する条件下で、原子力安全庁の助言に基づいて設定される。

第 32 条

建築許可および都市計画認可に関する

2005 年 12 月 8 日の法令第 2005-1527 号の結果として生じる都市計画法典の第 IV 編の第 II 章の第 V 節の第 4 条は、以下のとおり起草する第 L.425-12 条で補完される。

「第 L.425-12 条一事業計画が原子力分野における透明性および安全性に関する

2006 年 6 月 13 日の法律第 2006-686 号の第 29 条の第 I 項に従って設置認可または同法律の第 29 条の第 II 項 3^o号に従って新たな認可を必要とする原子力基本施設に係わる場合、前記認可前の公聴の終結前に作業を行うことはできない。

第 33 条

第 28 条の第 III 項の第 2^o号、第 3^o号および第 4^o号に従って採択される国務院令の変更のために本編の規定の範囲内に属する合法的に動き始めた施設は、第 29 条の第 I 項で要求される設置認可なしで引き続き稼働することができる。ただし、事業者は、政令公布の翌年中に届出を原子力安全庁に送付する。

原子力安全庁は、第 28 条の第 I 項に述べる利益を守るために特別規定を前記施設に課すことができる。

第 34 条

原子力安全庁の助言に基づいて採択される国務院令は、第 28 条の第 I 項に述べる利益に対して、本編で規定する措置で十分に防止または限定することができない重大なリスクを引き起こす原子力基本施設の確定的運転停止および廃炉を命じることができる。

第 35 条

原子力安全庁は、放射性物質の輸送に係わる認可または承認を与え、届出を受理する。

第 36 条